

店頭外国為替証拠金取引 インターネット取引説明書

(FX24、シストレ 24、トライオート FX)

平成 28 年 12 月 19 日

お客様各位

インヴァスト証券株式会社（以下「当社」といいます）取扱いの「シストレ24」「トライオートFX」「FX24」（以下「本取引」といいます）は、当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引です。

本取引は、少額の資金で多額の取引を行うことができるレバレッジを用いた取引であるため、本取引の額は、お客様が当社に預託すべき証拠金の額に比べて大きくなります。

本取引は、元本および利益が保証された取引ではなく、取引される通貨の価格変動などにより損失が生ずるおそれがあり、かつ、その損失の額が、お客様からお預かりした証拠金の額を上回るおそれがあります。

本説明書は、金融商品取引法（以下「法」といいます）第37条の3の規定により、金融商品取引契約を締結しようとするお客様に対し、あらかじめ交付するために作成されたものです。

本取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、本取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書および本説明書とともに交付される「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」（以下「契約約款」といいます）の内容を熟読し、本説明書のみでなく、本取引の仕組み、内容およびリスクを十分に把握し、ご理解いただいたうえで、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断した上で、お客様ご自身の責任と判断で取引していただきますようお願いいたします。

- I 本取引に係る取引手数料は、シストレ24およびFX24は無料です。
トライオートFXは、上限として1,000通貨単位あたり20円（0.2/米ドル/スイスフラン/NZドル/ポンド/豪ドル）となります。トライオートFXの受渡決済に係る手数料は、1,000通貨単位あたり1,000円（ただし、10,000通貨未満の場合は1件あたり10,000円）となります。詳細につきましては、「別紙・取引手数料」をご参照ください。
- II シストレ24は、別途、当社との間で、投資顧問契約を締結していただく必要があります。当社は、お客様との間で締結した投資顧問契約に基づき、投資助言報酬として、取引数量1k（1,000通貨）毎に1円（税込）をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なくお客様にご負担いただきます。なお、トライオートFXおよびFX24は投資顧問契約を締結していただく必要はございません。

- III 本取引は、取引される通貨の価格および金利の変動により損失が生ずるおそれがあります。また、取引される通貨の金利の変動により、スワップポイントが受取りから支払いに転じることや、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の金利が売付けた通貨の金利よりも高い場合にもスワップポイントが支払いとなること、売建玉と買建玉の双方のスワップポイントが支払いとなることがあります。さらに、本取引の額は、お客様が当社に預託すべき証拠金の額に比べて大きくなるため、その損失の額が、証拠金の額を上回るおそれがあります。
- IV 本取引は、通貨ペアを売買する際の売買価格差（スプレッド）があり、相場急変時や経済指標発表前後、流動性の低下時等は、スプレッドが広がることや、注文受付を中断するなどにより、意図した取引ができない可能性があります。
- V 本取引の取引システムまたは当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、処理の遅延や、注文の発注、執行、確認および取消し等が行えない可能性があります。
- VI 本取引は、お客様と当社との相対取引です。当社は、お客様との本取引に係る当社の建玉をカバーするために、下記金融機関等（以下「カバー先」といいます）で、適宜カバー取引を行います。

カバー先の商号	業務内容	監督当局
ドイツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監督局
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	証券業	英金融行為機構および英健全性規制機構
シティバンク、エヌ・エイ	銀行業	米国の金融監督当局、英金融行為機構および英健全性規制機構
バークレイズ銀行	銀行業	英金融行為機構および英健全性規制機構
ユービーエス・エージー	銀行業	スイス連邦金融市場監督機構
コメルツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監督局
OCBC 証券	証券業	シンガポール通貨庁およびシンガポール取引所

モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル	金融商品取引業	英金融行為機構および英健全性規制機構
ソシエテ・ジェネラル	銀行業	フランス金融市場庁
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー	銀行業	英金融行為機構および英健全性規制機構
J Pモルガン・チェース・バンクN. A.	銀行業	米国の金融監督庁
BNPパリバ	銀行業	フランス金融市場庁
ノムラ・インターナショナルPLC	証券業	英金融行為機構および英健全性規制機構
クレディ・スイスAG	銀行業	スイス連邦金融市場監督機構
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	銀行業	米国の金融監督当局
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド	銀行業	オーストラリア健全性規制庁
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	銀行業	米国の金融監督当局
BATS Hotspot LLC	金融機関向け外国為替電子取引事業者	監督官庁なし
GTX Bermuda Ltd.	金融機関向け外国為替電子取引事業者	バミューダ金融局
スタンダードチャータード銀行	銀行業	英金融行為機構および英健全性規制機構
Edgewater Markets LLC	リクイディティプロバイダー	米国先物協会

シタデル セキュリテイーズエルエルシー (Citadel Securities LLC)	金融機関向け外国為替電子取引事業者	米金融取引業規制機構
ケイシージー (KCG)	証券業	米金融取引業規制機構
シンプレクスFX・スマートクロス株式会社	事業法人	監督官庁無し

- VII お客様からお預かりした証拠金（証拠金預託額＋評価損益相当額）は、株式会社三井住友銀行との顧客分別金信託および顧客区分管理信託に係る契約に基づく金銭信託口座（以下「信託口座」といいます）にて、当社の財産とは区分して管理します。
- VIII 本取引は、当社、カバー先またはお客様の資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、損失が生ずるおそれがあります。
- IX シストレ 24 については、法第 37 条の 6 に規定される書面による解除（クーリングオフ）が出来ます。詳しくは「投資助言に係る契約締結前の書面」をご確認ください。なお、トライオートFXおよびFX24では、クーリングオフはできません。

1. 本取引のルールおよび仕組みについて

(1) 本口座の開設

お客様は、当社と本取引を行うに際し、契約約款第1条の規定にしたがって当社に本口座を開設していただき、取引開始前に証拠金をご入金いただきます。本取引を行った結果発生するお客様の損益金、スワップポイント等は、すべて本取引に係る取引口座（以下「本口座」といいます）で処理されます。

(2) 取引時間

お客様が本取引をご利用いただける取引時間は、各サービスにより異なります。各サービスの取引時間は別紙をご確認ください。

(3) 取引可能日

取引時間内でカバー先との相対取引が可能であれば、国内の銀行等金融機関の休業日であっても、原則として本取引をご利用いただけます。ただし、主要国の祝日、特に欧米のクリスマス期間や年末年始など、あらかじめ当社が指定した日を除きます。当社における営業日等の定義は、下記の通りです。

①銀行営業日 国内の銀行等金融機関の営業日

②営業日 本取引を行うことが可能な日

③約定日 お客様の売買注文が約定（成立）した日

(4) 取引の方法

①取引通貨の種類、最小変動幅およびレバレッジ

本取引の取扱通貨ペア、最小変動幅およびレバレッジは、各サービスにより異なりますので、別紙をご確認ください。なお、取扱通貨ペアは、流動性の諸事情および当該国の規制等により、取扱う通貨ペアの全部または一部を廃止する場合があります。

②基準価格および証拠金額

(a)本取引の建玉を建てるときは、事前に各サービス・通貨ペア毎に必要な証拠金額（以下「必要証拠金額」といいます）を本口座に入金する必要があります。必要証拠金額の算出方法については、別紙をご覧ください。

(b)必要証拠金額は、当社ホームページの「取引要綱」をご参照ください。

(c)本取引の証拠金は、日本円のみでのお取扱いとなっており、外貨および有価証券の証拠金への充当はできません。また、証拠金の預託方法は、当社指定の振込口座宛へのお振込となります。

(d)お客様のご出金につきましては、当社の出金指示フォームより行ってください。本口座の余剰金部分については、出金指示フォームに表示される出金可能額の範囲で出金を承っております。出金可能額の計算については別紙をご覧ください。なお、出金日については当社ホームページをご覧ください。

③手数料等

(a) 取引手数料

本取引に係る取引手数料等は、各サービスにより異なりますので、別紙をご確認ください。

(b) 売買価格差（スプレッド）

通貨ペアを売買される都度、売買価格差相当額をご負担いただくこととなりますが、この額はお客様の約定代金に内包されているため、費用として本口座から差引かれることはありません。

◇ 1 取引あたりの売買価格差相当額の計算方法

「売買価格差×取引数量」

◇ 売買価格差相当額の合計額の計算方法

「売買価格差×取引数量」

売買価格差の詳細につきましては、「1. (4)④価格の提示方法」をご参照ください。

(c) 投資顧問契約による報酬(シストレ 24 のみ)

当社は、投資顧問契約に基づき、シストレ 24 における投資助言報酬として、取引数量 1 k (1,000 通貨) 毎に 1 円 (税込) をお客様からいただきます。この投資助言報酬はスプレッドに内包されているため、費用として本口座から差引かれることはありません。また、自動売買、手動売買の区別なくいただきます。

④価格の提示方法

当社は、取引画面上で、通貨ペア毎にビッド価格とアスク価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買付け、ビッド価格で売付けることができます。ビッド価格、アスク価格は当社がインターバンク市場の実勢レート等を反映させた当社の取引レートです。ビッド価格とアスク価格には価格差（スプレッド）があり、アスク価格はビッド価格に比べて常に高い価格となります。また、スプレッドは、相場急変時や経済指標発表前後、流動性の低下時等は拡大することや、注文受付を中断するなどにより、意図した取引ができない可能性があります。

⑤決済の方法

お客様の本取引に係る保有建玉は差金決済によって決済いただけます。

差金決済とは、買建玉を保有している場合には売り決済を行い、売建玉を保有している場合には買い決済を行うという、反対売買による決済方法です。差金決済によるお客様と当社間の金銭の授受は、下記の計算式により算出された金銭が、本口座内で処理されます。

「(売り取引価格－買い取引価格) × 取引数量」

なお、サービスによっては売買約定代金相当額の受渡しによる受渡決済によって決済していただくことも可能です。受渡決済の可否については別紙をご確認ください。

⑥スワップポイント

(a) ロールオーバー

銀行間の外国為替取引の場であるインターバンク市場で取引が行われた場合、通常、その取引の受渡は2銀行営業日後に行われます。本取引では、この受渡日が自動的に日々繰延べられるため、お客様は受渡しをすることなく取引期限が延長され、取引期限を気にすることなく取引していただけます。この受渡日が繰延べられることをロールオーバーといい、ロールオーバーの際には、保有している建玉の通貨間の金利差が本口座内で自動的に受払いされます。この金利差のことをスワップポイントといいます。

通常、通貨ペアを構成するそれぞれの通貨の金利を比較し、高金利通貨の買建玉を保有している場合、金利差相当額を受取ることになり、高金利通貨の売建玉を保有している場合、金利差相当額を支払うことになります。したがって、本取引は、通貨の金利の変動によって、損失が生じる可能性があります。また、市場金利の動向によっては、スワップポイントが受取りから支払いに転じることや、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の金利が売付けた通貨の金利よりも高い場合にもスワップポイントが支払いとなること、売建玉と買建玉の双方のスワップポイントが支払いとなることがあります。

(b) スワップポイントの発生日

通常、スワップポイントは1日分のロールオーバー毎に受渡日が1日延長されるため、日々1日分のスワップポイントが付与されます。ただし、水曜日から木曜日にロールオーバーした場合は、受渡日が金曜日から月曜日に3日間延長されることとなるため、3日分のスワップポイントが付与されます。

なお、当該通貨国の祝祭日などにより、付与日数が変更となることがあります。

(c) 差損益金およびスワップポイントの本口座への反映日

お取引の結果生じた差損益金およびスワップポイントにつきましては、双方とも発生日に本口座に反映されます。

⑦ロスカットルール

(a) 証拠金等の名称

各証拠金等の名称は当社ホームページまたは操作マニュアルをご覧ください。

(b) ロスカットルール

当社は、一定間隔ごとに本口座の有効証拠金額の確認を行い、有効証拠金額が当社所定の金額に達した場合、すべてのポジションを強制決済します。また、カバー先からのレート配信の停止や障害などにより、当社からお客様へのレート配信が停止した場合、レート配信再開時の価格は停止時の価格から大きくかい離する可能性があります。このため、急激な相場変動や配信再開時の価格によっては、預託資金以上の損失が発生する可能性があります。預託資金以上の損失が発生し

た場合、損失額と預託資金の差額を直ちにご入金いただく必要があります。

ロスカットの詳細につきましては、各サービスにより異なりますので、別紙にてご確認ください。

⑧証拠金不足（トライオートFX・FX24の個人のお客様のみ）

トライオートFXおよびFX24では、証拠金不足のルールによる強制決済が発生する可能性がございます。証拠金不足のルールの詳細については、別紙をご確認ください。なお、本ルールは法人のお客様には適用されません。

⑨本口座の解約

本口座は、お客様より原則としてお電話で解約のお申出をいただくことで解約することができます。詳細につきましては、契約約款第25条をご参照ください。

(5) 公租公課

当社は、お客様の本取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様のご住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

①個人のお客様

本取引に係る益金（売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%*、地方税5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降3年間、繰越することができます。

※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対して0.315%）が、追加的に課税されるものです。

②法人のお客様

各法人の事業年度に応じて損益を計算します。

法人本来の事業活動における損益と外国為替証拠金取引による損益を合算して課税所得を計算します。法人税法では事業年度末日における未実現損益も課税所得計算に算入する必要があります。事業年度末日に外国為替証拠金取引による決済があったものとして損益計算を行い、課税所得の計算をします。課税所得にマイナスが生じた場合、青色申告の届出を提出していれば、損失を7年間繰越することができます。

2. 取引の注文

(1) 新規と決済

新規注文とは「米ドル買い／円売り」（米ドル／円の買建玉）や「米ドル売り／円買い」（米ドル／円の売建玉）等の建玉を新たに持つための注文のことで、それぞれ「買

い新規」、「売り新規」ともいいます。

決済注文とは、保有する建玉の損益を確定する場合に出す注文のことで、「売建玉」に対しては「買い決済」、「買建玉」に対しては「売り決済」を行うことによって建玉を解消させます。

※両建て取引について

本取引において、両建て取引をお客様自らの意思により行うことは可能ですが、両建て取引は、スワップポイントが損計算になることや売買価格差を二重に負担することなど、経済的合理性を欠き、実質的に意味がない取引であることをご留意ください。なお、シストレ 24 においては、複数のストラテジー（売買手法をプログラム化したもの）を選択することができることから、両建てとなる場合があります。また、両建て取引を行うストラテジーもあります。1つのストラテジーで両建てとなった場合、保有ポジション数は売りと買いのポジションを比較して多い方となります。

(2) 注文の指示

本取引の注文をされる際には、当社の注文受付時間中に当社が指定するインターネット取引画面から下記の事項を指示して行ってください。

本取引は、お客様と当社との相対で行う店頭外国為替証拠金取引であることをあらかじめご了解ください。

- ① 通貨ペアの種類 ② 売り・買いの別 ③ 新規・決済の別 ④ 数量
- ⑤ 注文の種類 ⑥ 指値等の指定価格 ⑦レバレッジ ⑧注文の有効期限

※シストレ 24 の自動売買については、お客様が予め選択したストラテジーが上記必要事項を自動で指示します。また、自動売買により成立したポジションを手動売買で決済することも可能です。

※トライオート FX の自動売買（以下オートパイロット注文といいます）については、必要事項をお客様の設定をもとにシステムが自動的に指示するものとします。設定について詳しくは「トライオート FX 操作マニュアル」をご参照ください。

※⑦⑧については、FX24 のみ指示いただきます。

(3) 取引の成立

お客様の本取引に係る注文が成立した場合、取引ツールで確認することができます。また、当社は、成立した取引の内容を記載した取引報告書をお客様に交付します。

(4) 注文の種類

注文の種類は各サービスにより異なりますので、別紙をご確認ください。

(5) 約定ルールの変更について

トライオートFXおよびFX24 は、一定の条件下でカバー方式を変更いたします。そのため、お客様の注文の約定ルールも変更となります。詳しくは別紙をご確認ください。

(6) 注文、建玉制限

1回の発注数量の上限および建玉上限数量は各サービスにより異なりますので、別紙をご確認ください。

(7) 注文の有効期限

注文の有効期限は各サービスにより異なりますので、別紙をご確認ください。

(8) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、取引成立の都度、またトライオート FX および FX24 は四半期、シストレ 24 は毎月（以下「報告対象期間」といいます。）にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容ならびに報告対象期間の末日における建玉、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成し、お客様に交付します。

3. 各サービスに関する重要事項

各サービスに関する重要事項は別紙をご確認ください。

4. 禁止行為

金融商品取引業者は、店頭外国為替証拠金取引に係る金融商品取引契約に関する下記の行為を行うことについて、法で禁止されています。

- (1) 金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為。
- (2) お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為。
- (3) 金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問または電話をかけて、金融商品取引契約の締結を勧誘する行為。ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」といいます）で定める継続的取引関係にあるお客様に対する受託契約等の締結の勧誘および外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための受託契約等の締結の勧誘は除きます。
- (4) 金融商品取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- (5) 金融商品取引契約の締結の勧誘を受けたお客様が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引続き受けることを希望しない旨の意思を含む）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。
- (6) 金融商品取引契約の締結または解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為。
- (7) 店頭外国為替証拠金取引についてお客様に損失が生ずることとなり、またはあらかじめ定めた利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部また

は一部を補てんし、または補足するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、または第三者に申込みせ、もしくは約束させる行為。

- (8) 自己または第三者が店頭外国為替証拠金取引について生じたお客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じたお客様の利益に追加するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、または第三者に申込みせ、もしくは約束させる行為。
- (9) 店頭外国為替証拠金取引について生じたお客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じたお客様の利益に追加するため、当該お客様または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為。
- (10) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況および金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法および程度による説明を行わないこと。
- (11) 金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、虚偽の表示をし、または重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- (12) 金融商品取引契約につき、お客様もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客様もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます）。
- (13) 金融商品取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為。
- (14) 金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為を行うことその他の当該金融商品取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為。
- (15) 金融商品取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。
- (16) 金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該金融商品取引契約の締結を勧誘する行為。
- (17) あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為。
- (18) 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為。

- (19)店頭外国為替証拠金取引もしくはその受託等につき、お客様から資金総額について同意を得たうえで、売買の別、銘柄、数および価格に相当する事項のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面によらないで締結する行為（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結するものを除きます）。
- (20)店頭外国為替証拠金取引の受託等につき、お客様に対し、当該お客様が行う当該店頭外国為替証拠金取引の売付けまたは買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます）の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- (21)通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。以下同じ）につき、個人のお客様が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます）が、想定元本の4%に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。
- (22)通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における個人のお客様が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます）が、想定元本の4%に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。
- (23)お客様にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって不利な場合）には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合）にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること。
- (24)お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（お客様がスリッページを指定できる場合に、お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含みます）。
- (25)お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること。

5. 本取引のリスクについて

本取引は、店頭外国為替証拠金取引であり、元本および利益が保証された取引ではありません。また、取引される通貨の価格変動などにより損失が生じるおそれがあり、かつ、その損失の額が、お客様からお預かりした証拠金の額を上回るおそれがあります。

このように、本取引は、多額の利益を得ることができる一方で多額の損失を被る可能性のあるハイリスク・ハイリターンの取引です。取引を開始されるにあたっては、本取引の仕組みやリスクを十分ご理解いただき、お客様の資力、取引目的および取引経験などを十分考慮のうえ、お客様自身の責任と判断で取引していただきますようお願いいたします。

(1) 信用リスク

本取引は、お客様と当社との相対取引です。当社はおお客様の取引の相手方となりますが、当社の信用状況の悪化や法その他の関係法令の変更などによって、取引の相手方としての義務を果たせなくなる可能性があります。また、カバー先の業務または財産状況の変化によっては、取引レートの提示が困難になる可能性があるため、お客様が損失を被るおそれがあります。

(2) 外国為替相場変動リスク

外国為替相場は、さまざまな要因で24時間変動しています。外国為替相場の変動などによって、お客様が損失を被る可能性があります。さらに、その損失はお客様が当社に預託された証拠金の額を上回る可能性もあります。

(3) 金利変動リスク

本取引では、建玉のロールオーバーに伴い、スワップポイントの支払いが生じます。原則、高金利通貨の売建玉を保有している場合、金利差相当額を支払うことになるため、損失が生じる可能性があります。また、市場金利の動向によっては、スワップポイントが受取りから支払いに転じることや、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の金利が売付けた通貨の金利よりも高い場合にもスワップポイントが支払いとなること、売建玉と買建玉の双方のスワップポイントが支払いとなる場合があります。

(4) 流動性リスク

外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国の祝日や、ニューヨーククローズ間際、週初めのオープン間際における取引、あるいは、普段から流動性の低い通貨での取引は、マーケットの状況によっては、通常よりも不利なレートを提示せざるを得ない可能性やレートの提示が困難になる可能性もあります。これらの場合、お客様が保有する建玉を決済することや新たに建玉を保有することが困難となる可能性があります。天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更および同盟罷業により、取引が困難または不可能となる可能性もあります。また、原則、相場の急変動等によりレートの提示ができない場合、当社は成行注文およびストリーミング注文を受付けることが出来ません。

(5) 電子取引システムリスク

本取引は、電子取引システムを利用して行います。そのため、通信機器の故障、通

信回線の障害または電子取引システムの故障などにより、お客様が望む取引を提供できなくなる可能性があります。

(6) 個人情報に係るリスク

お客様の ID 番号などの個人情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。

(7) カバー取引リスク

本取引では、お客様からのご注文は、カバー先金融機関にてカバー取引が行われています。そのため、カバー先金融機関の信用状況により損失を被るリスクや、何らかの事情によりすべてのカバー先でカバー取引ができない状況になった場合、当社は通常通りのお取引をご提供できなくなる場合があります、お客様はお取引が困難になるリスクがあります。

(8) 提示レートが相場から乖離するリスク

本取引は、お客様と当社の相対取引です。本取引では、複数のカバー先からの配信価格や市場環境をもとに当社が生成した独自の価格をお客様に提示しております。そのため、当社が提示する価格は、他の金融機関や市場価格と必ずしも一致するものでなく、大きく乖離する可能性もあります。

上記に示されたリスクは本取引の典型的なリスクであり、これらがすべてのリスクとは限りません。取引をご検討いただく際には、本説明書だけではなく、契約約款を熟読していただき、本取引の仕組みやリスクについて十分にご理解のうえ、ご自身の責任と判断で取引していただきますようお願い申し上げます。

6. 本取引に関する用語解説

(1) 相対取引

取引所などを介さず、売り手と買い手が 1 対 1 で直接取引することです。取引方法や取引価格は、当事者同士の交渉によって決まります。

(2) インターバンク市場

銀行間で行われる外国為替取引のことです。

(3) Ask (アスク)

取引価格を提供する外国為替証拠金取引業者が提示する通貨売付の希望価格のことです。お客様は、この値段で通貨を買付けることができます。

(4) 円高

外国通貨に対して円が上昇していることです。

(5) 円安

外国通貨に対して円が下落していることです。

- (6) 逆指値（ストップ）注文
売買注文を出すときに指値注文とは逆に「いくら以上なら買いたい、いくら以下なら売りたい」というように売買値段を指定する注文です。この注文は、市場で指定値段がつくと成行注文に変わりますので、指定値段で売買できない場合もあります。
- (7) 金融商品取引業者
金融商品取引業の登録を受けた法人で、お客様から金融商品取引の注文の受託等を行います。
- (8) 金融商品取引契約
金融商品取引業者がお客様を相手方とし、またはお客様のために法第 2 条第 8 項に定める行為を行うことを内容とする契約をいい、店頭外国為替証拠金取引に係る契約もこれに含まれます。
- (9) 金融商品取引法
投資者の保護等を目的として、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定めること等により、金融商品等の取引等を公正にし、金融商品等の公正な価格形成等を図るために定められた法律です。
- (10) クロス取引
米ドルを介さない通貨の為替取引のことです。例えばユーロ／円や英ポンド／円、豪ドル／円などは、クロス取引になります。そこで適用されるレートを「クロスレート」と呼びます。
- (11) 裁定取引（アービトラージ）
2つの商品間や市場間に生じた一時的な価格差を利用して、売付取引と買付取引を同時に行うことにより、利益を得ようとする取引のことです。鞆取りともいいます。
- (12) 差金決済
決済時に原資産の受渡しをせず、算出された利益または損失に応じた金額（差金）を授受する決済方法のことです。
- (13) 指値注文（リミット注文）
売買注文を出すときに「いくら以上なら売りたい、いくら以下なら買いたい」というように売買値段を指定する注文です。
- (14) 一般社団法人金融先物取引業協会
金融商品取引業者の適正円滑な運営を確保することにより、委託者等の保護と金融商品取引業の健全な発展に資することを目的とした自主規制団体です。金融庁長官により監督されています。
- (15) スワップポイント
ある通貨の買建玉を保有した際に、その通貨を現物として保有していれば得られる金利と、売建玉を保有した際に、その通貨を借りた場合に支払わなければならない金利の差を調整するための調整金です。

(16) 証拠金

損失が生じた場合にも決済の履行が確保されるように、取引前に差入れる担保のことです。

(17) 建玉

売買の新規取引を行った後、決済を行っていない通貨や数量などのことです。売っている状況を売建玉、買っている状況を買建玉といいます。ポジションともいいます。

(18) ニューヨーククローズ (NYCL)

ニューヨーク市場の取引終了時のこと、またはその時点のレートのことです。為替相場は 24 時間取引のため、NYCL が 1 日の取引の終了とみなされます。

(19) Bid (ビッド)

外国為替証拠金取引業者が提示する通貨買付の希望価格のことです。お客様は、この値段で通貨を売付けることができます。

(20) 約定 (やくじょう)

取引が成立することです。(約定日=成立した日・約定値段=成立した値段)

(21) 両建て取引

同一通貨ペアの売り買い双方の建玉を同時に保有することです。

(22) レバレッジ

少ない資金で大きな金額が取引できることをレバレッジ効果と呼んでいます。外国為替証拠金取引では、例えば 10 万円の証拠金に対して 100 万円分の建玉を保有した場合、レバレッジ比率は 10 倍となります。

(23) ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、それ以上損失が拡大しないようにするため、お客様の建玉を強制的に決済することです。ただし、急激な相場変動時には、損失が証拠金預託額を上回るおそれがあります。

(24) ロールオーバー

建玉の決済日を翌営業日以降に繰延べることです。

(25) スリッページ

お客様の注文時に表示されている価格またはお客様が注文時に指定した価格と約定価格とが異なる事象・価格差のことです。

7. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決

(1) 当社の概要

- ①商 号：インヴァスト証券株式会社
- ②住 所：東京都港区西新橋 1 丁目 6 番 21 号
- ③登録番号：関東財務局長（金商）第 26 号

- ④設立年月日：昭和 35 年 8 月 10 日
- ⑤資 本 金：59 億 6500 万円
- ⑥代表者氏名：代表取締役社長 川路 猛
- ⑦業務の種類：第一種金融商品取引業
第二種金融商品取引業
投資助言業

⑧沿 革：

昭和 35 年 08 月	丸起証券株式会社設立
昭和 35 年 09 月	証券取引法に基づく証券業者としての登録
昭和 61 年 07 月	大阪証券取引所の正会員資格取得
平成 08 年 03 月	丸起証券株式会社から「こうべ証券株式会社」へ商号変更
平成 10 年 05 月	東京証券取引所の正会員資格取得
平成 15 年 12 月	名古屋証券取引所 IPO 取引資格取得
平成 16 年 12 月	ジャスダック証券取引所取引資格取得
平成 17 年 06 月	こうべ証券株式会社から「KOBE 証券株式会社」へ商号変更
平成 18 年 01 月	名古屋証券取引所総合取引参加者資格取得
平成 18 年 03 月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス市場」 スタンダード基準上場
平成 19 年 04 月	KOBE 証券株式会社から「インヴァスト証券株式会社」へ商号変更 本店所在地を大阪府大阪市から東京都港区に変更
平成 19 年 09 月	金融先物取引法に基づく金融先物取引業の登録 金融商品取引法に基づく金融商品取引業者としての登録
平成 19 年 10 月	三貴商事株式会社が運営するオンライン事業の一部を吸収分割により 承継 オンライン事業の開始
平成 21 年 08 月	対面証券事業をばんせい山丸証券株式会社に会社分割により譲渡
平成 22 年 03 月	商品先物取引事業をドットコモディティ株式会社に会社分割により譲 渡
平成 22 年 10 月	大阪証券取引所「ヘラクレス市場」と JASDAQ との市場統合により、 「JASDAQ 市場」へ上場変更
平成 24 年 11 月	スター為替証券株式会社の店頭為替証拠金取引事業を吸収分割により 承継
平成 24 年 12 月	スター為替証券株式会社の取引所為替証拠金取引事業、取引所株価指 数証拠金取引事業を吸収分割により承継 三田証券株式会社の取引所為替証拠金取引事業を吸収分割により承継

平成25年07月	東京証券取引所と大阪証券取引所の市場統合により、東京証券取引所「JASDAQ（スタンダード）」へ上場変更
平成25年08月	投資助言・代理業の登録
平成26年03月	株式会社サイバーエージェントFX（現：ワイジェイFX株式会社）の取引所為替証拠金取引事業を吸収分割により承継

⑨主要株主：川路 耕一

⑩加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

①店頭外国為替証拠金取引

当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「トライオートFX」および「FX24」「シストレ24」について、オンライン取引を提供させていただいております。なお、「シストレ24」については、投資助言業に該当します。

②取引所為替証拠金取引

東京金融取引所で行われる取引所為替証拠金取引「くりっく365」について、オンライン取引を提供させていただいております。

③取引所株価指数証拠金取引

東京金融取引所で行われる取引所株価指数証拠金取引「くりっく株365」について、オンライン取引を提供させていただいております。

④CFD（店頭デリバティブ）取引

当社とお客様とが相対で行うCFD（店頭デリバティブ）取引「トライオートETF」について、オンライン取引を提供させていただいております。

(3) お問い合わせ・苦情受付窓口

当社は、お客様からのお問合せ・苦情を次の窓口で受付けております。

サポートセンター

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番21号

TEL 0120-729-365

受付時間：土日、元日を除く8時～18時

(4) 苦情処理および紛争解決

苦情処理および紛争解決について、当社およびお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

TEL 0120-64-5005

URL <https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

別紙

1 取引時間

	シストレ 24	トライオート FX	FX24
通常期間 (11 月第一日曜の翌日～3 月第二日曜の前日)	月曜日午前 7 時 10 分～土曜日午前 6 時 50 分	月曜日午前 7 時～土曜日午前 6 時	月曜日午前 7 時～土曜日午前 6 時
米国サマータイム期間 (3 月第二日曜～11 月第一日曜)	月曜日午前 7 時 10 分～土曜日午前 5 時 50 分	月曜日午前 7 時～土曜日午前 5 時	月曜日午前 7 時～土曜日午前 5 時
注意事項	<p>※ただし、火曜日から金曜日の午前 6 時 55 分～午前 7 時 55 分 (米国サマータイム期間は午前 5 時 55 分～午前 6 時 55 分) はシステムメンテナンス時間のため取引は出来ず、約定もいたしません。</p> <p>※取引開始時から約 10 分間は、システムメンテナンスの影響により、注文が入りにくくなる場合がありますので、ご注意ください。</p>	<p>※ただし、火曜日から金曜日の午前 6 時 50 分～午前 7 時 10 分 (米国サマータイム期間は午前 5 時 50 分～午前 6 時 10 分) の間は、システムメンテナンス時間のため取引はできず、約定もいたしません。</p> <p>※受渡決済は平日午前 9 時～午後 3 時までにサポートセンターまでお電話にてご依頼ください。</p>	<p>※ただし、火曜日から金曜日の午前 6 時 50 分～午前 7 時 10 分 (米国サマータイム期間は午前 5 時 50 分～午前 6 時 10 分) の間は、システムメンテナンス時間のため、取引はできず、約定もいたしません。</p>

2 取引通貨ペアの種類、最小変動幅、レバレッジおよび最小売買単位

	シストレ 24	トライオート FX	FX24
取引通貨ペアの種類、最小変動幅	米ドル/円・ユーロ/円・ポンド/円・豪ドル/円・スイスフラン/円・カナダドル/円・NZ ドル/円・南ア	米ドル/円・ユーロ/円・ポンド/円・豪ドル/円・スイスフラン/円・カナダドル/円・NZ ドル/円・南ア	米ドル/円・ユーロ/円・ポンド/円・豪ドル/円・スイスフラン/円・カナダドル/円・NZ ドル/円・

	ランド/円	ランド/円・トルコリラ/円	南アランド/円
	※最小変動幅は、 0.001	※最小変動幅は、 0.001	※最小変動幅は、 0.001
	豪ドル/米ドル・豪ドル/カナダドル・豪ドル/スイスフラン・豪ドル/NZドル・カナダドル/スイスフラン・ユーロ/米ドル・ユーロ/ポンド・ユーロ/豪ドル・ユーロ/カナダドル・ユーロ/スイスフラン・ユーロ/NZドル・ポンド/米ドル・ポンド/スイスフラン・ポンド/豪ドル・ポンド/NZドル・NZドル/米ドル・NZドル/スイスフラン・米ドル/スイスフラン・米ドル/カナダドル	豪ドル/米ドル・豪ドル/NZドル・ユーロ/ポンド・ユーロ/米ドル・ユーロ/豪ドル・ポンド/米ドル・米ドル/スイスフラン・NZドル/米ドル	ユーロ/米ドル・ポンド/米ドル・米ドル/スイスフラン・豪ドル/米ドル
	※最小変動幅は、 0.00001	※最小変動幅は、 0.00001	※最小変動幅は、 0.00001
レバレッジ	個人・法人ともに最大25倍です。	個人のお客様は最大25倍、法人のお客様は最大100倍です。	新規注文の発注時に、当社が規定する下記コースの中からいずれかひとつをお選びいただきます。 (a) レバレッジ1倍 (b) レバレッジ3倍 (c) レバレッジ5倍 (d) レバレッジ10倍 (e) レバレッジ25倍 (f) レバレッジ50倍

			(g) 高レバレッジ ※(f)(g)は法人のみ 選択可能です。 ※(g)のレバレッジ は、最大 100 倍で す
最小売買単位	1 k (1,000 通貨) ※2014年3月31日以 降、最低取引数量は 5 k。ただし、スト ラテジーによつて は、最低取引数量が 5 k 以上に設定さ れている場合があ ります。	1,000 通貨 (南アラン ド/円は 10,000 通貨)	10,000通貨
最小変動幅あたり の差損益金	「最小変動幅×取引 通貨単位 (円/米ドル/ カナダドル/スイスフ ラン/NZ ドル/ポンド/ 豪ドル) 」	「最小変動幅×取引 通貨単位 (円/米ドル/ スイスフラン/NZ ドル /ポンド/豪ドル) 」	「最小変動幅×取引 通貨単位 (円/米ドル /スイスフラン) 」

※流動性の諸事情および当該国の規制等により、取扱う通貨ペアの全部または一部を、廃止する場合があります。

3 必要証拠金額の算出方法

	シストレ 24	トライオート FX	FX24
必要証拠金額の 算出方法	時価評価額の 4%	各通貨ペアの基準価格 (毎営業日の終値)を 基に翌営業日の必要証拠金額を算出	
両建て時	売ポジションと買ポ ジションの必要証拠 金額の合計	売ポジションと買ポ ジションの必要証拠金 額の多い方のポジションに対してのみ計算	

4 出金可能額の算出方法

	シストレ 24	トライオート FX	FX24
出金可能額の算 出方法	(証拠金預託額－必 要証拠金)、発注可能 金額のいずれか小さ	証拠金預託額－必要 証拠金額－発注証拠 金額－出金指示額の	証拠金預託額－必 要証拠金額±評価 損益相当額－出金

	い方の金額。	金額。 ※評価損が発生している場合は上記金額から評価損の金額が差引かれます。	指示額－出金予定額－発注証拠金額の金額。 ※評価益により上記の金額が証拠金預託額を超えた場合の出金可能額は、証拠金預託額となります。
--	--------	---	---

5 取引手数料

	シストレ 24	トライオート FX	FX24
取引手数料	新規・決済注文ともに無料です。	手動売買、ロスカットおよび証拠金不足時の強制決済に係る取引手数料は無料 オートパイロット注文に係る取引手数料は、下記表をご覧ください。	新規・決済注文ともに無料です。
受渡決済手数料	受渡決済はできないため、発生いたしません。	1,000 通貨単位あたり 1,000 円（ただし、10,000 通貨に満たない場合は 1 件あたり 10,000 円）です。	受渡決済はできないため、発生いたしません。

※オートパイロット注文に係る取引手数料は、全通貨ペア一律、以下の通りです。

取引数量	新規	決済	1,000通貨あたり
1万通貨未満	2.0 pips	2.0 pips	片道20円 (対外貨は0.2外貨)
1万通貨以上 10万通貨未満	1.0pips	1.0pips	片道10円 (対外貨は0.1外貨)
10万通貨以上 50万通貨未満	0.5pips	0.5pips	片道5円 (対外貨は0.05外貨)
50万通貨以上	無料		

※2015年9月7日（月）の取引開始以前に発注された5,000通貨未満の注文の手数料は4.0pipsです。

※オートパイロット注文を手動決済した場合も上記手数料が発生します。

※注文発注時の取引手数料が適用されます。

※約定価格に上記の手数料を加味した価格が、取引価格となります。

(例)

オートパイロット注文で、米ドル円を5万通貨売買した場合

買い	新規	約定価格	取引価格
		105.000	105.010

売り	決済	約定価格	取引価格
		108.000	107.990

(売り取引価格－買い取引価格) × 取引数量 = 取引損益

(107.990 (売り取引価格) - 105.010 (買い取引価格)) × 50,000 (取引数量)
= 149,000円

6 ロスカットルール

	シストレ24	トライオートFX	FX24
プレアラートメール	なし	有効比率が個人120%、法人150%以下となった場合、お客様の登録されたメールアドレスにプレアラートメールを送信します。	有効比率①および有効比率②が個人120%、法人150%以下となった場合、お客様の登録されたメールアドレスにプレアラートメールを送信します。
アラートメール	必要証拠金率が80%以上となった場合、お客様の登録されたメールアドレスにアラートメールを送信します。	有効比率が個人75%、法人120%以下となった場合、お客様の登録されたメールアドレスにアラートメールを送信します。	有効比率①および有効比率②が個人75%、法人120%以下となった場合、お客様の登録されたメールアドレスにプレアラートメールを送信します。
ロスカット	必要証拠金率が100%以上となった場合には、未約定の注文を全て取消した	有効比率が個人50%、法人は100%以下となった場合には、未約定の注文を	◇注文中の新規注文のあるお客様有効比率①が個人50%、法人は

	うえで、すべてのポジションを強制決済（ロスカット）します。	すべて取消したうえで、すべてのポジションを強制決済（ロスカット）します。	100%以下となった場合、注文中の新規注文は全て取消されます。また、新規注文の取消後に行われる有効比率②の確認時においても上記割合以下となった場合には、全建玉を強制決済いたします。 ◇注文中の新規注文のないお客様 有効比率②が個人50%、法人は100%以下となった場合、すべてのポジションを強制決済（ロスカット）します。
判定間隔	原則として最大30秒の監視間隔で必要証拠金率を確認。	有効比率が200%超の場合は、約5分、200%以下は約1分の監視間隔で有効比率を確認。 ※有効比率の確認間隔は、確認時の有効比率によって随時変更されます。	有効比率が200%超の場合は、約5分、200%以下は約1分の監視間隔で有効比率を確認。 ※有効比率①および有効比率②の確認間隔は、確認時の有効比率によって随時変更されます。
注意事項	※ロスカット計算時の計算レートはバックシステムの内部レートで計算されておりますので、	※プレアラートおよびアラートメールは、日次処理終了後、初めてプレアラートおよびアラ	※アラートおよびプレアラートメールは、日次処理終了後、初めてアラートおよびプレア

	取引画面上の必要証拠金率が100%に表示され、監視時間30秒を超えてもロスカットが実行されない場合や100%未満であってもロスカットが実行される場合があります。	ト水準を下回った場合およびロスカット注文執行後に改めてプレアラートおよびアラート水準を下回った場合に送信されます。 ※ロスカットが発生した場合、設定しているすべてのオートパイロット注文の稼働が停止いたします。	レート水準を下回った場合とロスカット注文執行後に改めてアラートおよびプレアラート水準を下回った場合に送信されます。
--	--	---	---

※取引終了直前に強制決済の対象となり、同一営業日内に全建玉の強制決済が完了しなかった場合、未完了の強制決済は、翌営業日開始直後に行われます。

※市場急変時はアラートメールやプレアラートメールを送信することなくロスカット注文が執行される場合があります。

※ロスカット注文は、買建玉はビッド、売建玉はアスクの価格で決済注文を発注いたします。

※ロスカット等の判定確認および決済注文は、その時の相場状況（流動性の低下、カバー先との注文状況など）や、対象となる口座数、建玉数および注文の件数などにより、必ずしも上記【確認間隔】のとおり処理が完了するとは限りません。そのため、決済されるレートが注文執行時点のレートから大きく乖離して約定することがあり、預託資金以上の損失が発生する可能性があります。

※預託資金以上の損失が発生した場合、お客様は当社に対して当該不足金の支払い義務が生じることを異議なく承諾し、当該不足金を直ちに本口座にご入金いただくものとします。

7 証拠金不足のルール（トライオートFXおよびFX24の個人のみ）

	シストレ24	トライオートFX	FX24
証拠金不足のルール	本ルールの適用はございません。	本取引では各取引日の終了時にお客様が保有している建玉を当社の終値にて再計算をします。その計算において、有効証拠金が必要証拠金の合計額に不足する場合、当社はお客様の新規取引を規制し、証拠金不足が生じている旨をメールにて通知します。	

		<p>この場合、お客様は不足額以上の額を、当社が定める日時までに本口座にご入金するものとします。当社はお客様からの不足額に係るご入金を確認できなかった場合には、当社所定の時間において、注文中の注文を取消したうえで、お客様が保有するすべての建玉を決済する（以下「強制決済」という）ものとします。ただし、当該強制決済注文の執行時にレートが配信されていない通貨ペアの建玉がある場合には、当該建玉以外の建玉すべてを決済し、残玉についてはレート配信が再開し次第、残玉のすべてを決済します。</p>	
<p>証拠金不足が発生した際の当社の対応</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・新規取引の停止 ・出金指示の停止 ・オートパイロット注文の稼働停止 ・出金指示の取消 （出金指示を取消すことで、不足額が解消された場合は追加の証拠金のご入金は必要ありません。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規取引の停止 ・出金指示の停止 ・出金指示の取消 （出金指示を取消すことで、不足額が解消された場合は追加の証拠金のご入金は必要ありません。）
<p>証拠金不足の解消方法</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・証拠金不足額以上の本口座へのご入金 ・保有していた全建玉の反対売買（建玉決済） 	
<p>注意事項</p>		<p>※レート変動による本口座の評価損益の変動、または保有建玉の一部決済により有効証拠金が必要証拠金を上回った場合でも証拠金不足は解消されません。</p>	<p>※基準となる必要証拠金は、保有建玉のレバレッジコースに関わらずレバレッジ 25 倍の必要証拠金額にて計算します。</p> <p>※レート変動による本口座の評価損</p>

		※日本の金融機関の休業日の前日に証拠金不足が発生した場合、強制決済処理は行いません。	益の変動、または保有建玉の一部決済により有効証拠金が必要証拠金を上回った場合でも証拠金不足は解消されません。 ※日本の金融機関の休業日の前日に証拠金不足が発生した場合、強制決済処理は行いません。
--	--	--	--

8 注文の種類

①成行注文（マーケット）

価格を指定せずに数量のみを指定し、発注したときに市場で売買できる価格で即時に取引を成立させる注文です。当社がお客様の注文を受付けたときの価格で約定します。また、レートの変動が大きい時には、発注時の表示価格と乖離した価格で注文が約定する場合があります（この価格差はお客様にとって有利な場合もあり、不利な場合もあります）。

シストレ 24	トライオート FX	FX24
○	○	○

②指値注文

売買注文を出すときに「いくら以下なら買いたい、いくら以上なら売りたい」というように価格を指定する注文です。お客様の指定価格またはお客様の条件を満たした最初の価格※1が約定価格となります（この場合、お客様の指定価格よりも有利な価格で約定する場合があります）。なお、お客様の指定価格がすでに約定すべき条件を満たしている場合、受注することはできません※2。

シストレ 24	トライオート FX	FX24
○	○	○
	※1 お客様の指定価格で約定しますが、月曜日や日次処理終了後の取引開始時は、お客様の条件を満たした最初の価格が	※1 お客様の指定価格で約定しますが、月曜日や日次処理終了後の取引開始時は、お客様の条件を満たし

	<p>約定価格となります</p> <p>※2 発注時の当社価格と指定価格が同価格の場合、当社は受注し、受注した時点の次の配信価格から約定判定を開始します。</p>	<p>た最初の価格が約定価格となります。</p>
--	---	--------------------------

③逆指値注文（ストップ）

売買注文を出すときに指値注文とは逆に「いくら以上なら買いたい、いくら以下なら売りたい」というように価格を指定する注文です。105円で米ドル/円の買建玉を持っているお客様が、104円以下になるようであれば損失限定のために売り決済したいと考えた場合、「104円の売り逆指値注文」という形で発注します。この注文は、買注文の場合は売気配値が指定価格以上となった場合に、売注文の場合は買気配値が指定価格以下となった場合に成行注文の執行を行う注文です。このため、お客様の指定価格と大きく乖離した価格で注文が約定する場合があります（この場合、お客様の指定価格よりも不利な価格で約定する場合があります）。なお、お客様の指定価格がすでに約定すべき条件を満たしている場合、受注することはできません※1。

シストレ24	トライオートFX	FX24
○	<p>○</p> <p>※1 発注時の当社価格と指定価格が同価格の場合、当社は受注し、受注した時点の次の配信価格から約定判定を開始します。</p>	○

④OCO注文（オーシーオー注文）One cancels the other

新規買い指値注文と新規買い逆指値注文、または決済売り指値注文と決済売り逆指値注文などのように、2種類の指値（もしくは逆指値）注文を同時に出しておき、いずれか一方が成立したら自動的にもう一方がキャンセルとなる注文方法です。

シストレ24	トライオートFX	FX24
○	○	○

⑤ストリーミング注文（FX24のみ）

リアルタイムの価格を確認しながら発注する注文方法で、約定の有無は以下の通りです。

・買い注文の場合

「お客様の発注時の表示価格 \geq 当社の受信時の価格」の場合、お客様の発注時の表示価格で約定し、「お客様の発注時の表示価格 $<$ 当社の受信時の価格」の場合、当社は

当該注文を受け付けず、お客様のストリーミング注文は約定しません。

・ 売り注文の場合

「お客様の発注時の表示価格 \leq 当社の受信時の価格」の場合、お客様の発注時の表示価格で約定し、「お客様の発注時の表示価格 $>$ 当社の受信時の価格」の場合、当社は当該注文を受け付けず、お客様のストリーミング注文は約定しません。

シストレ 24	トライオート FX	FX24
×	×	○

⑥クイック注文 (FX24 のみ)

FIFO 注文と両建てのいずれかを選択したうえでストリーミング注文を行う注文方法です。FIFO 注文を選択した場合は、決済の際、建玉を指定することなく、自動的に建玉日時の古い順に決済されます。また、両建てを選択した場合は、新規のストリーミング注文と同様の注文方法となります。ブラウザ版およびスマートフォン版にてクイック注文を設定することにより、リッチクライアントシステム、iPhone アプリおよび Android アプリにてご利用可能です。さらに、リッチクライアントシステムにおいては、あらかじめ決済注文を新規注文と同時に発注することができます。その場合、新規ストリーミング注文と同時に、その新規建玉に対する決済指値注文、決済逆指値注文またはOCO 注文の形で決済注文を発注することが可能です。なお、注文の際にスリッページ（お客様の発注時の価格と当社受信時の価格差）の許容幅を設定することが可能です。スリッページはお客様にとって有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。スリッページ許容幅を設定した場合、スリッページ幅がお客様のスリッページ許容幅内の場合、当社の受信時の価格で注文が約定します。

(例)

スリッページ許容幅 2pips

発注時の価格 105.500 円

当社受信時の価格 105.510 円

約定価格 105.510 円

スリッページ幅がお客様のスリッページ許容幅を超え、かつ、スリッページの方向がお客様にとって有利となった場合、約定価格は（発注時の価格+スリッページ許容幅）となります。また、スリッページ幅がスリッページ許容幅を超え、かつ、スリッページの方向がお客様に不利となった場合、当社は当該注文を受け付けず、お客様のストリーミング注文は約定しません。

(例) お客様の有利な方向にスリッページした場合（買い注文）

スリッページ許容幅 5pips

発注時の価格 105.500円

当社受信時の価格 105.430円

約定価格 105.450円

(例) お客様の不利な方向にスリッページした場合 (買い注文)

スリッページ許容幅 5pips

発注時の価格 105.500円

当社受信時の価格 105.570円

約定しません

※スリッページの設定は、クイック注文、iPhone アプリおよび Andoroid アプリのストリーミング注文以外ではご利用いただくことはできません。

シストレ 24	トライオート FX	FX24
×	×	○

9 約定ルール (トライオートFX・FX24のみ)

- (1) 通常、当社はお客様からの注文を受注し、当社価格に基づき約定価格を決定させた後、カバー先でカバー取引を行い、当社の保有ポジションを減少、もしくは全ての保有ポジションを解消します (以下「後カバー方式」という)。ただし、下記の場合は、お客様からの注文の受注後、一定時間ごと、または当社の保有上限数量を超えた場合に売り注文と買い注文の差分をカバー先金融機関にカバー注文として発注し、その後お客様の約定価格を一定のルールに従い決定いたします (以下、「先カバー方式」という)。詳細は(2)をご参照ください。

時間帯	先カバー方式を採用する注文の種類	お知らせ方法
相場の急激な乱高下時	全ての注文 (指値、ストリーミング注文を除く)	遅滞なく開示
主要経済指標発表予定時刻 10 秒前～発表 10 秒後	全ての注文 (指値、ストリーミング注文を除く)	当社 HP にて事前にお知らせ

※お客様の注文時の時間帯が先カバー方式の場合でも、実際の約定処理の執行時に先カバー方式から後カバー方式に変更されていた場合は、後カバー方式の手法により約定価格が決まります。

※相場の急激な乱高下時は、お客様に事前に通知することなくカバー方式を先カバー方式に変更する場合があります。

- (2) 当社が先カバー方式を採用した場合、当社は、お客様からの注文の受注後、一定時間ごと、または当社の保有上限数量を超えた場合に売り注文と買い注文の差分をカバー先金融機関にカバー注文として発注します。先カバー方式におけるお客様の約定価格は、カバー先で約定した価格に 0.2pips～最大 5.0pips (以下、マークアップ) を上乗せした価格となります。なお、先カバー方式の採用時に、当社がお客様から一定時間内に売り注文と買い注文の双方を受注した場合のお客様の約定価格は以下のとおりです。

①売り注文と買い注文が同数量の場合

当社はカバー先金融機関にカバー注文を発注しません。約定価格は当社がカバー先金融機関から受信する価格の仲値±マークアップです。

(例) 当社価格が 105.150-160、マークアップが 1.0pips の場合

売り注文の約定価格 105.145 (105.155-0.01)

買い注文の約定価格 105.165 (105.155+0.01)

②売り注文と買い注文の数量が異なる場合

当社は、売り注文と買い注文の数量の差分をカバー先金融機関にカバー注文として発注します。お客様の約定価格はカバー価格±マークアップとなります。

(例) 一定時間内に 10 万通貨の売り注文と 5 万通貨の買い注文を受注し、カバー価格 105.150、マークアップ 1.0pips の場合

お客様の売り注文の約定価格 105.140

お客様の買い注文の約定価格 105.160

(例 2) 一定時間内に 45 万通貨の売り注文と 60 万通貨の買い注文を受注し、買いカバー価格 105.355、マークアップ 0.5pips の場合

お客様の売り注文の約定価格 105.350

お客様の買い注文の約定価格 105.360

(3) 先カバー方式による約定は、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定する場合があります。この際、実際の約定レートがお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大し、証拠金預託額を上回る損失が発生することがあります。

(4) マークアップ幅はマーケット状況により変動します。また、当社は個人、法人を問わず、店頭外国為替証拠金取引契約約款 第 27 条第 4 項にしたがって、個別のお客様の約定方法を後カバー方式から先カバー方式に変更する場合があります。

10 注文、建玉制限および注文の有効期限

	シストレ 24	トライオート FX	FX24
1 回あたりの発注 上限数量	1,000k (100 万通貨) ※最大保有ポジション「4」のストラテジーにおいて、1 回の発注数量を仮に「50k」と設定した場合、50k の建玉を 4 つ同時に保有し、合計 200k の取引と	手動売買は、100 万通貨。 オートパイロット注文は、200 万通貨。	200 万通貨

	なる可能性があります。		
ポジション上限	無し	有り 詳しくは当社ホームページをご覧ください。	
注文の有効期限	無期限	無期限	<p>①DAY 注文の有効期限を当日のニューヨーククローズに設定する注文です。</p> <p>②WEEK 注文の有効期限を週末のニューヨーククローズに設定する注文です。</p> <p>③日時指定 注文の有効期限の日時を任意に設定する注文です。</p> <p>④GTC（ジー・ティー・シー） 取消しするまで有効となる注文です。</p>

11 シストレ 24 に関する重要事項（トライオートFXに関する重要事項はこちら）

- (1) 自動売買で成立したポジションは、手動売買操作で決済注文（成行・指値・逆指値）を発注することが可能です。ただし、手動売買操作で発注した決済注文よりも先に自動売買による決済注文が発注された場合、自動売買が優先され決済されます。また、手動売買操作で発注した注文はキャンセルされます。
- (2) 選択した戦略は、無効にすることや、ポートフォリオから除外することができます。その際、既に自動売買で成立したポジションについては、自動売買により決済されますが、手動売買で決済することも可能です。
- (3) 複数の戦略を組合せた場合、利益が大きくなる可能性がある半面、損失が増幅する可能性があります。
- (4) 戦略によっては、取引時間外に売買シグナルを発信する場合があります、取引開始後に次の通り処理されます。
 - ①新規のシグナルは失効となり、取引開始後に新規建玉することはありません。
 - ②決済のシグナルは約定します。そのため、取引時間外の為替市場の動向によっては、シグナルが発信された時のレートと取引開始後のレートが大きくかい離した価格で約定する可能性があります。
- (5) 戦略作成者が各戦略の売買判断を行う際に使用しているレートは、取引画面上に表示されるレートとは異なります。また、売買シグナルは、戦略作成者によって、当社の取引ツールとは異なるシステムから発信されているため、シグナルが発信された時のレートと当社のレートが異なる場合や、当社の取引時間外に売買シグナルが発信される場合があります。
- (6) 次の場合、新規注文が約定しない可能性があります。
 - ①月曜日の取引開始後および火曜日から金曜日のニューヨーククローズ後の約1分間。
 - ②カバー先を含むシステム間の回線が切断した場合。
 - ③複数のシグナルが短時間に発信された場合。
 - ④カバー先からの価格配信が停止した場合。なお、上記は新規注文が約定しない典型的なリスクであり、上記以外でも新規注文が約定しない場合があります。
- (7) 戦略選択の支援を目的として、「戦略カード」を提供します。「戦略カード」では、統計値や取引履歴等詳細情報を確認できます。戦略カードについて詳しくは、当社ホームページおよびシストレ 24 操作マニュアルをご覧ください。

なお、戦略カードに記載されている取引履歴は、過去における実際の運用成績です。したがって、将来の運用成績を保証するものではなく、相場の状況によっては、過去の運用成績を大きく下回るおそれがあります。

- (8) シストレ 24 に登録されているストラテジーは、1 ポジションあたりの最大許容評価損失は 300pips に設定されており、評価損失が 300pips に達した場合、決済注文が発注されます。ただし、相場急変時、経済指標発表前後および流動性の低下時等は、300pips を超えて損切りされる可能性があります。なお、上記の 300pips の最大許容評価損失は、新規売買シグナルによる新規ポジションのみに適用され、ジョイントレードやマニュアルトレードなどには適用されません。
- (9) シストレ 24 のストラテジー審査基準は、ストラテジープロバイダーまたは当社にて 1 ヶ月以上の実際の運用テストを経て、以下のルールを満たすことを条件としています。
- ① ストラテジーの説明に記載されている最大ポジション数を超えないもの。
 - ② 1 時間のトレード回数の上限は 60 回かつ 1 日のトレード回数の上限は 60 回。
 - ③ 1 ストラテジーの 1 トレードあたりの最大ドローダウンは -300pips。
 - ④ シストレ 24 のシステム環境下において、最低 1 ヶ月間の運用テストまたはストラテジープロバイダーの提供する運用テストデータが 1 ヶ月分以上確認できる。
 - ⑤ ストラテジープロバイダーの提供するストラテジーが、正しくシストレ 24 の環境下においてシグナル配信していることが確認できること。
- (10) ストラテジープロバイダーについては、次の点にご留意ください。
- ① ストラテジープロバイダーが、ストラテジーの提供を休止または廃止した場合には、ストラテジーは利用できなくなります。
 - ② ストラテジープロバイダーの判断により、予告なく個々のストラテジーが削除されることや、ストラテジーの方針が予告なく変更されることがあります。その場合、ストラテジーカードに記載されている情報の反映が遅れる場合があります。
- (11) 最大保有ポジションについては、次の特徴があります。
- ① 最大保有ポジション数は、4 以下に設定されており、お客様ご自身で最大保有ポジション数を制限することができます。
 - ② 最大保有ポジション数が多いストラテジーは、利益が大きくなる可能性がある一方、損失が大きくなる可能性があります。
 - ③ 選択したストラテジーの必要証拠金額については、最大保有ポジション数を考慮してください。
 - ④ 同時に複数のシグナルを発信するストラテジーもあるため、設定された最大保有ポジション数以上の建玉を保有する可能性があります。この場合、お客様の証拠金状況によっては、ロスカットされるおそれがあります。
 - ⑤ ストラテジーの決済注文と新規注文の発注のタイミングによっては、決済注文後に新規注文が発注されたとしても、新規建玉とならない場合があります。
 - ⑥ ストラテジーの決済注文発注後、わずかな時間に新規注文が発注された場合、建玉が決済される前に新規建玉を保有し、一時的に最大保有ポジション数以上の建玉を保有する可能性があります。この場合、お客様の証拠金状況によっては、ロスカットされ

るおそれがあります。

(12) 2k (2,000通貨)以上の注文を発注する際は、次の点にご留意ください。

①新規注文

自動売買または手動売買操作により発注された新規注文は、原則全量約定しますが、注文状況によっては、異なる時間や異なる価格で約定する場合があります(以下「分割約定」といいます)。

②分割約定した新規建玉

分割約定した新規建玉については、それぞれの建玉を別々(チケット番号ごと)に手動で決済することや、異なる指値・逆指値注文等を設定することが可能です。また、最大保有ポジション数の制限を設定している場合には、分割約定した場合、1つのシグナルによる建玉を1ポジションとして計算します。なお、分割約定している場合には、1つのシグナルによる建玉がすべて決済されるまで、1ポジションを保有していることとなります。

③決済注文

建玉の一部(5kの建玉のうち2kなど)を決済することはできません。また、分割約定した建玉は同じ決済シグナルによって決済注文が発注されます。なお、発注された決済注文は、原則全量約定しますが、分割約定する場合があります。決済注文が分割約定した場合、決済履歴で同じチケット番号が表示されます。

(13) 自動売買では、ジョイントレード、エクストラレード、ライブシグナルの発注が可能です。また、当社開発の取引ツール「My シストレ 24」からは、フルオートの設定が可能です。

①ジョイントレードは、ストラテジーが保有している建玉と同じ方向に成行注文を行い、ストラテジーの決済シグナルにより自動決済を行う機能です。「My シストレ 24」では1度目のエントリーを「ジョイントレード」、2度目以降のエントリーを「エクストラレード」といいます。

②ライブシグナルは、ストラテジーが売買シグナルを発信したタイミングで、手動の新規注文を発注し、決済は自動売買で行う注文方法です。「My シストレ 24」からは、発注できません。

③フルオートは、お客様が各種設定の中から選択または入力したルールに従い、自動的にストラテジーの入れ替えを行う機能です。

(14) 取引の仕組みや操作方法等について、必ず当社ホームページおよびシストレ 24 取引マニュアルをご覧ください。

12 トライオートFXに関する重要事項

- (1) オートパイロット注文を手動で決済する場合の注文は成行注文のみ可能です。
- (2) 次の場合、注文がエラーとなり発注および約定しない可能性があります。注文がエラーとなった場合、再発注されません。オートパイロット注文にて建玉を保有している場合は、お客様自身で成行決済を行っていただく必要がございます。
 - ①カバー先を含むシステム間の回線が切断した場合。
 - ②指値および逆指値注文の発注時、指定価格がすでに約定すべき条件を満たしている場合。
ただし、発注時の当社価格と指定価格が同価格の場合、当社は受注し、次の配信価格から約定判定を開始します。
 - ③カバー先からの価格配信が停止した場合。
なお、上記は注文がエラーとなる典型的なケースであり、上記以外でも注文がエラーとなる場合があります。
- (3) オートパイロット注文の稼働を停止した際に、建玉を保有している場合は、発注済みの決済注文はそのまま有効ですが、手動で決済することも可能です。
- (4) オートパイロット注文は、建玉数量の一部（5万通貨の建玉のうち1万通貨など）を決済することはできません。
- (5) 複数の注文を行う場合、利益が大きくなる可能性がある反面、損失が拡大する可能性がございます。
- (6) オートパイロット注文で発注された注文の変更・取消には、売買方針等によって制限がございます。オートパイロット注文の仕組みや操作方法については、必ず当社ホームページおよびトライオートFX 操作マニュアルをご覧ください。

以 上

平成 28 年 12 月 19 日